

訪問看護ステーションたちばな湧水 法令等に基づく重要事項

当事業所では、関係法令に基づき、運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を公表します。

1. 事業所の概要

事業所名

訪問看護ステーションたちばな湧水

運営法人

有限会社総合療育リハ・サービス

所在地

長崎県島原市有明町湯江丙 571-2

電話番号

0957-61-0083

FAX 番号

0957-61-0338

管理者

津留 哲平（看護師兼務）

サービスの種類

- ・ 指定訪問看護（医療保険）
- ・ 指定訪問看護（介護保険）
- ・ 指定介護予防訪問看護

介護保険事業所番号

4260390085

指定訪問看護ステーションコード

0390119

2. 事業の目的及び運営方針

利用者の心身の状態を踏まえ、主治医との連携のもと、適切な訪問看護を提供し、日常生活動作の維持・回復及び生活の質の確保を図るとともに、在宅療養を継続できるよう支援します。

また、地域の保健・医療・介護・福祉サービス等の関係機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 職員の勤務体制

令和 8 年 6 月 1 日現在

- ・ 管理者（看護師兼務） 1 名
- ・ 看護師 2 名
- ・ 理学療法士 2 名
- ・ 作業療法士 1 名

※非常勤職員を含みます。職員数は異動等により変更となる場合があります。

4. 営業日及び営業時間

営業日

月曜日から金曜日

営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、8 月 14 日・15 日、12 月 30 日から 1 月 3 日

電話等により、営業時間外も連絡可能な体制を整えています。

5. 訪問看護の内容

利用者の状態及び主治医の指示等に基づき、次の訪問看護を提供します。

- ・ 病状、障害及び健康状態の観察
 - ・ 療養生活上の助言及び指導
 - ・ 清潔保持、食事・排泄等の日常生活上の支援
 - ・ 褥瘡の予防及び処置
 - ・ 医師の指示による医療処置
 - ・ 医療機器等の管理
 - ・ 認知症・精神症状に関する看護
 - ・ リハビリテーション
 - ・ 終末期の看護
 - ・ 利用者及び家族への相談・支援等
-

6. 利用料金

介護保険又は医療保険を利用する場合は、法令等に定められた利用者負担割合に応じた額をご負担いただきます。

交通費その他の保険適用外の費用が発生する場合は、あらかじめ内容及び金額を説明したうえでご負担いただきます。

詳細は、当事業所の重要事項説明書及び料金表をご確認ください。

7. サービス提供地域

島原市、南島原市、諫早市、雲仙市

※離島を除きます。

8. 緊急時の対応

訪問看護の提供中に利用者の病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、必要な応急対応を行うとともに、速やかに主治医その他の関係者へ連絡し、必要な措置を講じます。

9. 個人情報及び秘密保持

当事業所は、個人情報保護に関する法令を遵守し、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱います。

関係機関との情報共有が必要な場合は、利用者等の同意を得たうえで、必要最小限の範囲で情報を提供します。

10. 虐待防止

当事業所では、虐待の発生及び再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、職員研修及び責任者の設置等、必要な措置を講じています。

虐待防止責任者

津留 哲平

11. 相談・苦情窓口

訪問看護ステーションたちばな湧水

TEL：0957-61-0083

受付時間：月曜日から金曜日

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

苦情受付担当者

津留 哲平

サービスに関するご相談・苦情等について、内容を確認し、必要な対応及びサービスの改善に努めます。

有限会社総合療育リハ・サービス
訪問看護ステーションたちばな湧水